

告 示

埼玉県告示第九百三十六号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業地域

上尾市

四 作業期間

令和二年七月十六日から令和三年三月三十一日まで